

教職課程の新しい動向

教職課程・実習支援センター

センター長 小坂 明

新しい学習指導要領が2020年度から小学校現場で実施された。しかし、2019年12月頃、中国で見つかった新型コロナウイルス感染症は、みるみるうちに世界中に広まり、パンデミックに陥った。そのような中2020年2月27日、当時の安倍総理が突如「全国全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請した」この日から、小中高の臨時休業が続くようになった。さらに、政府は4月7日に兵庫県を含む7都道府県に緊急事態宣言を発令し、学校だけでなく商業施設や民間会社にも自粛要請が求められた。そして4月16日には全国に緊急事態宣言が出された。大学も休校状態が4月の下旬まで続き、授業を再開はするが、オンラインでの授業となった。小中学校が再開したのは6月の始めである。そのため、教育実習の9月延期や機関の短縮、介護体験等は、授業に振替など、教育職員免許法の一部改正まで行われ、教職課程にとっても異例の1年となった。

2020年12月に文科省教員免許企画室長「平野博紀」氏による講演「文科省による教員資質能力向上に関する施策の展開」を聞く機会があった。内容は、下記の4点である。

- ① 複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制
- ② 小中両免許の取得促進
- ③ ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上
- ④ 教員免許更新の改革

教育課程の制度改正は、学部学科での科目や専任教員の共通化の促進や大学連携の促進などが進められている。そのため、教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設が提言されていることを強調されていた。特に、令和4年4月1日施行の全学的なマネジメント機能を持つ組織の設置や、それぞれの私学の建学精神をふまえ、教員養成の目標を定めているかなど自ら検証し、改善に取り組む自己点検の仕組みを確立してほしいとのことであった。

小中免許の取得では、令和4年度を目途に小学校高学年から教科担任制を本格導入の方向であり、義務教育9年間を見据えた指導体制の構築を目指しているとのことであった。しかし、教員定数の関係もあり、困難が予想される。

そして、この新型コロナウイルス感染症の影響で一気に加速したのがGIGAスクール構想であり、ICTの活用である。教職課程にも教員の活用だけではなく、学生が活用できる授業や科目を要求してきている。

最後に、教員免許更新制度であるが、社会情勢にあわせて、選択領域が増えるなど柔軟化されたが、成果が見えないことや教員不足の原因にもなっているとの指摘もあり、今後、大きく転換することもほのめかしていた。

当面、「教職課程における ICT 活用に関する修得促進」では、年度明けには文科省から提示され、コアカリキュラムの作成、授業科目の整備となる。そして認可制から届出制にするなど、早急な取り組みなることは確かである。教職課程の質保証はますます多様化されそうである。

さて、各方面からのご協力を得て第4号が編集できた。特集の「新型コロナと学校園『教員・保育士はどう立ち向かったか』」については、全国各地で教員として活躍している卒業生に教育現場からの実践記録を寄稿していただいた。このような連携は初刊から大切にしている。

この新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活を大きく変えてしまった。その中で、人々の心のつながりが、どんなに大切であるかを知らされたような気がする。小学校教員3年目の卒業生からメールがきた。「先生！うれしいのでメールしました。初任で教えた子どもから、このコロナ禍で行った修学旅行のおみやげをもらったんです。ありがとうと言ったら、『私、大好きな先生やねん』と言ってもらえたんです。教員になってよかったと、ジーンとききました。」と。

教員の資質能力向上に養成大学として、教職課程・保育士課程共に、新しい歩を進めたいものである。